

20歳がスタート! 国民年金

国民年金は、20歳になったときから一生関わってゆく社会保障制度のひとつで、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、**国民年金に加入することが義務づけられています**。就職・退職・結婚など人生の節目には、加入する種類が変更することがありますので、そのつど必ず確認するようにしましょう！

～国民年金には20歳以上60歳未満のすべての方が加入します～

学生、フリーター、自営業者、農業、漁業など

サラリーマン、公務員など
(厚生年金・共済組合の加入者・会社から健康保険証をもらっている方など)

サラリーマン、公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦など）



あなたは **第1号被保険者** です。
掛け金（令和7年度月額17,510円）を毎月納めなくてはなりません。



あなたは **第2号被保険者** です。
掛け金は、給料から天引きされています。



あなたは **第3号被保険者** です。
掛け金の負担はありませんが、配偶者の会社に届出をしなければなりません。

《掛け金を納めるのが大変なときは！？》

所得が少ない・失業した・学生なので収入がない…など、掛け金を納めるのが難しい時は、掛け金の免除制度（学生の方は、支払いを猶予される特例制度）があります。未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、もしもの時の「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。手続きしたい・よくわからぬので話が聞きたい方は、一度窓口や電話で相談ください。

～国民年金の掛け金は忘れずに納めましょう!～

=年金は世代と世代の支え合い=

お問い合わせ先

・町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453）
・函館年金事務所 国民年金課（TEL 0138-56-1165）

児童手当制度に該当していませんか？

●支給対象 児童手当は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども（高校卒業年齢までの子ども）を養育している方に支給されます。

●支給額

| | |
|---------|--|
| 0歳～3歳未満 | 月額15,000円（第1子・第2子） 月額30,000円（第3子以降） |
| 3歳～18歳 | 月額10,000円（第1子・第2子） 月額30,000円（第3子以降） |

【ポイント】 所得制限なし！第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで

●支払時期 偶数月の2月・4月・6月・8月・10月・12月（年6回）
※支払日は、長万部町の場合10日です。
(10日が土日・祝日の場合は、その直前の平日)

※支払通知は、初回支払時と金額等に変更がある場合のみに発送します。

●認定請求 出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、役場の窓口に「認定請求書」の提出が必要です。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

※公務員の方は勤務先での手続きとなります。

【お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係（TEL 2-2453） ※詳しい内容については、町のホームページをご覧ください☆

（有料広告）

補聴器聞こえ相談会

～ご自宅で試聴体験サービス～

■相談ダイヤル 0120-41-3375 ■障害者総合支援法補聴器取扱店

(有)赤塚商会 長万部町元町 ☎ 01377-2-2603

道南補聴器センター函館本店
函館市神山1丁目11-2
Tel 0138-84-1313 Fax 0138-84-1413

